

【業種追加申請、変更届を行う場合に提出する書類】**◆事業体区分が法人、個人に関わらず提出する書類**

項番	提出書類名《該当条件》	申請区分		業種区分			説明	提出条件
		業種追加	変更届	工事	コンサル	一般委託		
1	競争入札参加資格認定申請に関する代理人の委任状《代理申請のとき》	<input type="radio"/>	競争入札参加資格認定申請及び変更届等の手続を申請者に代わって行政書士が行う場合に提出していただく書類です。	・申請を委任して行う場合、必須となります。 ※押印不要				
2	建設業許可申請書別表若しくは営業所一覧表又は営業所一覧表(更新)の写し《工事の受任者を変更・追加するとき、又は既存の受任者で工事の営業種目を追加するとき》	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			建設業許可申請書別表等で、受任者の方の許可状況を確認するため必要となる書類です。	・工事の受任者及び受任者を置く営業所名や所在地を変更、新たに置く場合、又は工事の営業種目を追加するときのみ提出してください。
3	入札契約に関する代理人の委任状(受任者ごと)《受任者を変更・追加するとき》	<input type="radio"/>	受任者を置く場合、受任者確認のため、必要となる書類です。 令和5年度・6年度様式をお使いください。	・受任者の役職、氏名、受任者を置く営業所名、又は所在地を変更するとき、受任する業種を追加するとき、又は受任者を新たに置く場合のみ提出してください。 ・受任者を複数置く場合は、受任者ごとに必須となります。 ※押印不要				
4	建築士事務所登録通知書(写し)(受任者分)【知事】《該当の営業種目を申請するとき》	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		受任者が「302建築設計」について入札契約事務を行う場合は、受任地において建築士事務所登録をしていることが必要です。	・建設コンサルタント業の営業種目「302建築設計」を申請する場合で、受任者が「302建築設計」の入札契約事務を行う場合のみ提出してください。 ・なお、県と同じ受任者の場合は提出は不要です。

◆事業体区分が法人の場合のみ提出する書類

→ ありません。

◆事業体区分が個人の場合のみ提出する書類

→ 同上

(備考)**○事業体区分が以下の場合**

- 経常JV 一 項番1～3の書類のうち、条件に該当するものを提出してください。
 事業協同組合 一 同上
 官公需適格組合 一 同上

○送付先別提出書類一覧表の取り扱い

業種追加申請の場合→必ずシステムで送付先別提出書類一覧表を印刷し、提出書類の有無を確認してください。

提出書類がないときでも、送付先別提出書類一覧表だけは必須です。FAX等により提出してください。なお、送付先別提出書類一覧表の余白に追加する業種区分と営業種目コードを記入してください(例えば工事の土木一式を追加する場合は、「工事_010」)。

変更届の場合→送付先別提出書類一覧表の他に提出する書類が特になければ、送付先別提出書類一覧表の提出は不要です。※ただし、受任者の削除を行った場合は、提出書類は特にありませんが、送付先別提出書類一覧表の提出をお願いします。